

第2章 出水市

第1節 被害の状況

1 経過

梅雨前線の南下とともに、7月21日午後から時折時間雨量20mm～40mmの強い雨が降った後、翌22日は早朝からさらに激しい雨に見舞われ、市内ではがけ崩れや低地での浸水等が発生、午前7時30分災害警戒本部、午前8時に災害対策本部を設置、午前9時30分に避難所を開設したが、午前9時40分米之津川の水位が危険水位を突破したことから、午前9時45分米之津川流域の10自治会に避難勧告を発令し、防災行政無線等により避難を呼びかけた。

その後も降り続く大雨により、午前11時前春日橋付近等から溢水したため、さらに下流域の3自治会に避難勧告を発令した。

激しい雨は夕方まで続いたが、午後4時頃には市街地の水が引き始め、その後警戒水位を下回ったことから、午後8時米之津川流域に発令していた避難勧告を解除した。

その後小康状態だった雨は、梅雨前線の北上とともに翌23日未明過ぎから雨足が強まり、午前5時頃から再び激しい雨となり、水位が上昇して危険水位を突破したため、午前6時30分、流域住民に対し再度避難勧告を発令、午前7時過ぎ再び溢水し市街地は浸水したが、午前9時以降雨は急に止み、その後警戒水位を下回ったため、午前11時10分避難勧告を解除した。

今回の大雨では、市内で時間雨量78mmを記録し、また長時間豪雨が続いたことから、22日の日雨量は400mm、23日は正午までの半日で200mmをそれぞれ超えるという記録的な大雨となり、米之津川流域以外の土砂崩れや河川の決壊のおそれがある地区に対する避難勧告も発令した。

今回の大雨により、米之津川流域沿いの市街地では1,000棟を超える住家や店舗等が2度浸水するという未曾有の被害となり、さらに上流域の住家の全壊や田畑の流失、小学校校舎への濁流の流入、山間部においては、がけ崩れによる住家等の全壊、道路の陥没など市内の至る所で災害が発生したが、消防、消防団、自主防災組織や自治会、県警察等による懸命な救助、救出活動等が行われ、幸いにして人的被害はなかった。

2 被害の状況

(1) 人的被害	なし		
(2) 住家被害			
全壊	3棟	半壊	442棟
床上浸水	8棟	床下浸水	623棟
(3) その他の被害			
土木関係	8億1,300万円		
農林関係	7億6,140万円		
商工関係	17億2,265万円		
文教施設	6,140万円		
その他施設	5,660万円		
計	34億1,245万円		

第2節 災害応急対策

今回の大雨により、市街地を中心に広範囲にわたっての浸水被害、山間部では土砂災害等が発生したことから、被災状況の調査とともに、早急な対策として、感染症予防のため浸水地域の消毒作業や災害ごみの収集を実施し、被災者の不安解消、復旧への支援を図った。

また、高校生を始めとする多くの方々のボランティア活動により、被災地の後片付け等が行われたほか、全国から義援金、義援物資が多数寄せられ、多くの人の善意が復旧への大きな支援、励ましとなった。

1 被害状況の調査

市街地から水が引き雨も止んだ23日午後から、被害状況を把握するため、災害調査員による調査を実施した。また税務課においては、被災世帯の減免を行うため、浸水地域の全棟調査を行った。

なお、住家の被害認定については、市建築士会に依頼して調査を実施した。

2 避難所の設置状況

災害の発生に備え、市内の全域に避難所を開設して自主避難を呼びかけたところだが、避難勧告の発令により、避難者は最大で1,000人を超える状況となり、一部の避難所では大幅に収容人員を超え、2日にわたり大変混乱した事態となった。

3 感染症予防対策

水が引いた後の23日夕方から浸水地域の消毒作業を開始し、地区ごとに屋外、屋内の消毒作業を実施し、8月11日まで延べ作業人員223人により、塩化ベルザルコニウム液、クレゾール石鹼液、消石灰による薬剤散布を行い、感染症予防対策に万全を尽くした。

4 ごみ処理関係

災害ごみの集積場所として3箇所を指定し、災害ごみの搬入の受入れや市建友会等の協力を得て戸別収集を行い、約1,750tのごみが集められ、焼却、埋立て、リサイクルによる処分を行った。

5 住宅の確保

豪雨災害により被災され居住できる家がない29世帯については、市営住宅、県営住宅等に入居された。

6 文教対策

被災をした小学生24人、中学生10人、高校生7人に対し、教科書、教材、文具等の給与を行った。

7 救援措置

(1) 災害見舞金

市では、災害からの早期復旧と日常生活の安定等の一助としてもらうため、新たに今回の豪雨災害に係る見舞金の支給等に関する要綱を制定し、住家の全壊、半壊、床上浸水世帯に10万円、店舗等の全壊、半壊、床上浸水に5万円を支給した。

(2) 義援物資、義援金

全国各地から寄せられた義援物資は121件、義援金は938件に達し、被災者にとって大きな励みとなった。

(3) 税等の減免措置

被災により担税能力を著しく喪失したと認める納税者に対しては、税の減免措置や徴収猶予、納期の延長を行った。

また、保育料の減免、上・下水道使用料の免除等を行い、被災者の負担軽減を図った。

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/20	20:50	大雨・洪水警報発表による情報連絡体制	総務課
7/22	7:30	災害警戒本部設置	
	8:00	災害対策本部設置	
	8:30	災害対策本部会議	
	9:30	避難所開設（25箇所）	
	9:45	避難勧告発令 （出水・東出水地区の一部 1,548世帯 3,252人）	
	10:00	災害対策本部会議	
	11:10	避難勧告発令（六月田地区 209世帯 478人）	
	11:30	災害対策本部会議	
	12:10	避難勧告発令（東辺田・西辺田地区 92世帯 234人）	
	12:30	災害対策本部会議	
	13:30	災害対策本部会議	
	14:35	避難勧告発令（屋地地区 102世帯 252人）	
	15:30	災害対策本部会議	
	17:00	災害対策本部会議	
	18:30	災害対策本部会議	
	20:00	災害対策本部会議	
	20:00	避難勧告解除（出水・東出水地区の一部，六月田地区）	
	21:15	災害対策本部会議	
7/23	6:30	避難勧告発令（出水・東出水地区の一部，六月田地区）	
	8:25	災害対策本部会議	
	10:00	災害対策本部会議	
	11:10	避難勧告解除（出水・東出水地区の一部，六月田地区）	
	13:00	災害対策本部会議	
	14:05	災害調査員による調査 被災地区全棟調査開始	税務課
	16:00	災害対策本部会議 避難勧告解除（屋地地区）	
	17:00	避難勧告解除（東辺田・西辺田地区）	
8/19		住家被害認定調査開始	建築住宅課

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/23	被災地の消毒開始	保健環境課
7/24	災害粗大ごみの受付開始（3箇所） ボランティアセンター開設	保健環境課 社会福祉協議会
7/26	被災地域連絡員の配備	
7/27	義援物資の配布開始	介護保険課
7/28	特別健康相談窓口開設（5箇所）	保健センターほか
7/29	公営住宅等入居抽選会	建築住宅課
8/29	災害見舞金の支給	社会福祉課
10/20	義援金配分委員会	社会福祉課

第3節 災害復旧・復興

市では、災害後、早期の応急復旧対策を実施するため、7月22日支援・復旧に係る経費について市長専決処分を行うとともに、本格的な復旧事業に着手するため、12月定例会において、災害復旧のための補正予算を計上した。

また、併せて国、県に対して、激甚災害の指定や米之津川の抜本的改修等について、国、県等に要望を行い、国では、激甚災害に指定、米之津川の河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、今後5年をかけ、抜本的な河川改修に着手されることとなった。

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	災害復旧費等専決処分 災害救助法の適用	
7/24	集中豪雨災害総合相談窓口開設（市民相談室） 税の減免申請受付開始	市民課 税務課
8/10	被災自治会相談窓口開設	税務課ほか
9/8	激甚災害指定	
10/4	米之津川河川激甚災害対策特別緊急事業採択	
11/6	米之津川河川激甚災害対策特別緊急事業基本計画住民説明会 （4会場）	
11/28	第3回市議会定例会開会（災害復旧費計上）	

第3章 大口市

第1節 被害の状況

18日から降り始めた雨は22日9時からの1時間最大雨量は68mmに達し、日雨量としては399mm、また連続雨量として1,078mmという驚異的な豪雨を記録した。

川内川の支川羽月川では、花北観測所で22日の11時10分に危険水位の7.3mを越え7.55mに達し、市内各地で床上浸水やがけ崩れによる家屋倒壊が発生した。

被害の状況の主なものは次のとおりである。

- (1) 人的被害
死者1名
- (2) 家屋被害
全壊6棟 半壊149棟 一部損壊11棟
床上浸水11棟 床下浸水103棟
- (3) ボート救出 38名
- (4) その他の被害
土木関係 8億 560万円
農林関係 11億8114万円
商工関係 1億7181万円
文教施設 1723万円
その他施設 7397万円
計 22億4975万円



段差がなくなり濁流にのまれる曾木の滝



市道流失



濁流により倒壊した住宅

第2節 災害応急対策

川内川流域における大規模浸水により、7月28日に7月22日に遡り災害救助法の適用を受け、災害対策本部長以下職員は、被害地域住民の人命尊重を第一義により、多数の孤立者の救出活動を行うため、市はもとより消防団、消防署、自主防災組織などによる救出活動に全力を尽くした。

また、応急対策として避難者への炊き出しを実施、また夏場における伝染病発生を防止するため家畜を含めた防疫対策、ごみ、市道維持など環境保全対策などを急いだ。

救援物資、義援金、見舞金など全国から心温まる金品が多数寄せられ、被災市民は物心両面において感謝の気持ちで一杯であった。

(1) 被害状況の調査

7月24日、災害対策計画に基づく災害調査班により、各公民会長の協力を得て現地調査を行い被害状況を把握した。

(2) 避難所等の設置状況

市では被害者援助のため、7月22日から8月6日まで市内の各地区に最大で34箇所の避難所を開設し、避難者の収容状況は、延べ2,771人の避難者数であった。また、炊き出し状況は、7月22日から8月6日まで延べ6,031人に対し炊き出しが行われた。

(3) 防疫活動

浸水家屋等が多かったため、防疫活動として7月24日から31日にかけて浸水家屋など270棟に対し、塩化ベンザルコニウム液353リットルの薬剤散布を行った。また、消臭対策として9月7日8日に、羽月・西太良地区を中心に「えひめA I—1（環境浄化微生物剤）」15klの散布を行った。

(4) ごみ処理関係

ごみ収集については、一般災害ゴミ1,180tが伊佐北始良環境組合及び下殿工業団地に、また、家電リサイクル法4品目等41tが、大口市総合グランド駐車場及びリサイクルプラザに収集された。

(5) 飲料水の給水

22日19時頃、市道陥没による水道管破損が発生したが、迅速な対応を行い1時間後に復旧をした。また、浸水地区の水道使用水量増加による、配水池の低下が懸念されるため緊急に送水ポンプを設置し対応にあたった。

なお、井戸水等の飲料水が使用不能となった地区において、市公用車などの活用により7月25日から26日にかけて応急給水措置を行った。

(6) 飲料水の水質検査

浸水地区84件の井戸水の水質検査を7月27日から(株)東洋環境分析センター及び大口保健所に依頼し、再検査まで実施した。

(7) 住宅被害復旧

住宅被害復旧については、国庫補助（住宅応急修繕事業）を導入し対象住宅87戸、事業費31,335,873円で被災住宅の復旧を行った。

また、仮住宅については、市内の市営住宅及び民間の住宅を提供して延べ7世帯が一

時避難を行った。

(8) 日用品の配付

7月29日に、全壊、半壊、浸水等の被害を受けた世帯に対し、毛布、医療品等の日用品を配付した。

(9) 学用品の給与

半壊、浸水を受け被災した小学生6名、中学生5名、高校生2名に対し教科書、文房具等の学用品を給与した。

(10) 救護措置

ア 災害弔慰金，災害見舞金

イ 災害援護資金

被災者に対し、半壊世帯を対象に100万円から最高170万円まで1世帯170万円の災害援護資金を貸し付けた。

ウ 市税の減免措置等

被災により担税能力を著しくも喪失したと認められる納税者に対しては、市税の期限延長を図るとともに徴収猶予、減免措置を行った。

エ 国民年金保険料の免除

被災者のうち、保険料の納付困難な者に対し免除措置を行った。

オ 住民票等の窓口取扱手数料の免除

被災者のうち、住民票や所得証明書などの災害に関する諸証明等の手数料の免除措置を行った。

(11) 災害義援金，援助物資等

災害直後から、全国各地から義援金や救援物資が送られてきたことは、被災者に対して大きな励ましとなった。なお、義援金は1月10日現在17,291,064円、救援物資も全国各地の企業、行政から68件届けられた。

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/20	20:30	災害警戒本部の設置	総務課
7/22	9:30	災害対策本部に切替 災害対策本会議の開催 被害の軽減に向けて、各部最善の努力を尽くすよう 市長が指示	
	10:00	全職員招集	
	10:30	避難勧告発令（平原）	
	10:38	“（西本町・西水流の一部）	
	10:42	“（大島南・原田・水ノ手の一部）	
	10:45	“（下殿・堂崎・金波田上下）	
	10:59	市内主要道路の交通規制を開始	建設課
	11:05	“（井出原・馬場）	総務課
	11:20	“（高野・土瀬戸の一部・国ノ十）	
	11:45	“（牛尾）	
	12:30	“（曾木地区）	
	12:45	“（石井）	
	12:50	“（平出水地区）	
	12:58	“（青木地区の一部）	
	15:20	“（水ノ手・千束松）	
7/22	12:11	高津原地区冠水孤立者ポート救助開始	消防本部・消防団
7/23	1:46	市内全域冠水孤立者救助終了	
7/23	14:00	一部地域一時帰宅 曾木小学校避難所に現地対策本部設置	総務課
7/24	10:30	避難勧告解除	総務課
7/27	8:30	曾木地区現地対策本部閉鎖	総務課
8/6		曾木小学校避難所閉鎖	福祉事務所
8/16	12:00	災害対策本部廃止	

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/21	自主避難及び避難所開設	総務課
7/22	避難者の健康チェック（医師会・市保健師） 炊き出しを実施し避難所に配付（8月6日まで）	保健介護課 福祉事務所 保健介護課
7/23	災害援助物資の要請 浸水地区へ給水開始 避難所へ保健師派遣	保健介護課 福祉事務所 水道課 保健介護課
7/24	防疫活動開始 災害ごみ収集開始	市民生活課 "
7/25	ボランティアセンター設置 保健師による被災者健康チェック第1次（31日まで）	福祉事務所 保健介護課
7/29	災害支援物資配付	福祉事務所
8/29	保健師による被災者健康チェック第2次（9月25日まで）	保健介護課
9/7	第2次防疫活動（えひめA I - 1）	市民生活課
12/13	保健師による被災者健康チェック第3次（1月15日現在継続中）	保健介護課

第3節 災害復旧・復興

被害状況の調査確認と並行して、市は直ちに復旧事業に着手し、7月26日には市長専決処分を行い、近隣市町と議会が一体となり国・県への陳情・要望活動を展開した。

また、8月9日と23日の臨時市議会、9月定例会、12月定例会ではそれぞれ災害復旧のための補正予算を組み鋭意復旧に当たっている。

復旧工事に際しては8月29日より12月1日まで、鹿児島・伊集院・加世田の各耕地事務所より応援人数19名、延べ140日間の県技術職員の協力のもと、測量設計業務に取り組んだほか、市職員を増員して積算等を行い12月14日に国・県の査定を終えた。

幸いにして今災害が広域激甚災害の指定を、また、川内川においては、激特事業の指定を受けるなど、市街復旧事業の進捗を期すべく積極的に取り組んでいる。

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
9/13	激甚災害指定	建設課
10/4	激特採択 土木関係 第3次査定 9月19日～22日 第4次査定 10月16日～20日 第5次査定 23日～27日 第7次査定 12月 4日～ 8日 耕地関係 第5次査定 10月16日～20日 第6次査定 10月23日～27日 第7次査定 11月 6日～10日 第8次査定 11月13日～17日 第9次査定 11月27日～12月 1日 第10次査定 12月 4日～ 8日 第11次査定 12月11日～15日	
8/16	被災住宅応急修理着工(31戸)	
8/21	被災住宅応急修理着工(39戸)	
8/25	被災住宅応急修理着工(10戸)	
8/30	被災住宅応急修理竣工(31戸)	
8/31	被災住宅応急修理着工(1戸)	
9/4	被災住宅応急修理竣工(10戸)	
9/5	被災住宅応急修理着工(17戸)	
9/11	被災住宅応急修理竣工(31戸)	
9/15	被災住宅応急修理竣工(9戸)	
9/29	被災住宅応急修理竣工(17戸)	福祉事務所